

第 1 1 章 準備書に対する住民意見及び公述意見、 並びに準備審査書とその事業者見解

1 1 - 1. 準備書に対する意見とその事業者見解

「堺市環境影響評価条例」（平成 18 年、堺市条例 78 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、堺市長に提出された意見及びそれに対する当社の見解は表 11-1-1 のとおりである。

表 11-1-1(1) 準備書に対する意見及び当社の見解

提出された意見の概要	当社の見解
<p>ごみ処理施設は周辺住民から見れば嫌悪施設ではあるが、市民生活には必要不可欠のものであり市民により近い所にごみ処理施設を設置する方が、市民の環境意識の向上、ひいては、ごみの減量化やリサイクルを進める上で望ましいのではないかと。</p> <p>現在でも大気汚染が著しい臨海部に、液晶関係の工場や自動車等の発生源が増加する上に、さらに本事業により新設されるごみ処理施設やごみ収集車両等の排ガスの負荷が加わるため、大気環境の悪化が懸念される。</p> <p>堺市のごみ処理施設が堺市北部に集中することにより、現在と比べて、ごみ収集車の走行距離が長くなると考えられるが、このことにより同じ量のごみを収集し、処理場に運搬するとしても、ごみ収集車の排ガスや二酸化炭素の排出量が増加すると考えられる。</p> <p>堺市では「堺・クールシティ宣言」を採択・公表したところであり、この事業でもエネルギーの有効活用を行うとし、施設からの温室効果ガスについては、現状との比較が示されている。しかしながら、ごみ処理施設の市北部への集中により収集車両の走行距離が増加すると考えられる。量的には僅かかも知れないが、この事業は堺市として主体的に取り組むことができる「ごみ収集車からの温室効果ガスの削減」に逆行するのではないかと。</p>	<p>ご指摘のとおり、「市民の環境意識の向上」「ごみの減量化やリサイクルを進める」という視点は重要ですが、堺市は、臨海部に存する企業の広大な低・未利用地を有効活用することが地域の活性化につながると考えられたこと、周辺立地企業によるエネルギー利用等資源循環に関する幅広い提案や既存インフラの利用等の合理的な提案など自由で創造性と独創性豊かな提案が期待できたことから、堺市西部に位置する臨海部への新工場建設を計画しています。</p> <p>なお、事業計画地周辺における大気汚染の状況については、その状況と本事業の影響についてを準備書にて予測・評価しており、影響は小さいものと考えています。</p> <p>ごみ収集車の走行距離については、収集区域をこれまで南北に 2 分割していたものを、東西に 2 分割することになります。準備書では温室効果ガスの排出量の予測が過小となることを避けるために、平均走行距離について、想定される最大の数値で評価し、本事業に伴うごみ収集車の走行に伴う温室効果ガス排出量を 2000t-CO₂/年（堺市全体の 0.03%）と予想しています。</p> <p>温室効果ガスの削減には地道な取り組みが必要であることから、ごみ収集車からの温室効果ガス排出量についても、収集ルートの見直しなどによる積載効率の向上や、運行管理の徹底などによって削減の努力を継続します。</p>

表 11-1-1(2) 準備書に対する意見及び当社の見解

提出された意見の概要	当社の見解
<p>「ガスエンジンコージェネレーションシステムの採用などにより、余剰電力売却収入の最大化を図る」などがあるが、これは環境負荷の削減よりも収益を優先するという姿勢の現れではないか。</p>	<p>ガスエンジンコージェネレーションシステムでは、発電を行うほか、廃熱をごみ処理施設での給水余熱などに利用します。このことにより、投入エネルギーを高効率で利用でき、環境負荷低減の面でも有効なシステムとなっています。堺市は、本事業のごみ処理方式選定にあたり (1)ごみを安全、安定的、衛生的かつ経済的に処理する施設、(2)熔融固化物、金属類、ごみ由来のエネルギーを有効利用できる施設、(3)環境に配慮した施設、を募集要項での基本方針としており、ガスエンジンコージェネレーションシステムはこの理念に合致するシステムとして評価されたものです。</p>
<p>堺市のホームページによると、事業計画地周辺では、堺区築港八幡町1番の地番の地区において、土壤汚染対策法に基づく指定区域が3箇所、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく管理区域が6箇所指定されており、事業計画地についても土壤汚染の可能性が高いと考えられる。このため、準備書の内容は、単に、かつて焼却炉が設置されていたということだけでなく、周辺地域の土壤汚染の状況も踏まえて記載されたものと考えられるが、これらの情報は準備書では記載されていないため、土壤汚染の情報を意図的に隠しているのではないかと疑われる。</p>	<p>本事業計画地は、計画地が賃借地であること、及び土壤汚染対策法及び府条例に基づく調査義務がないことから土壤汚染調査を行っておりません。一方で、ご指摘のとおり事業計画地周辺で土壤汚染が確認されていることに加え、焼却炉が設置されていた経緯もあることから、周辺環境への影響が無いように万全を期すために準備書に記載した工事中の排水対策や発生土の対策を行うこととしています。なお、ご指摘の情報は評価書にて記載をすることとします。</p>

1 1 - 2. 準備書に対する公述意見とその事業者見解

「堺市環境影響評価条例」(平成18年、堺市条例78号)第30条第1項の規定に基づく公聴会は開催されなかったため、公述意見はない。

1 1 - 3. 準備審査書とその事業者見解

「堺市環境影響評価条例」(平成18年、堺市条例78号)第32条第1項の規定に基づく準備審査書及びこれらについての当社の見解は表11-3-1のとおりである。

表 11-3-1(1) 準備審査書及び当社の見解

準備審査書		当社の見解
1. 全般的事項		
1	ガスエンジンの機種の見直しを行う場合は、同等の効率を考慮した機種を採用すること。	ガスエンジンについては、エネルギー効率および発電効率の極力高い機種を選定致します。
2	海上輸送を積極的に採用することによる工事車両台数の削減について評価書に記載すること。	建設工事においては、海上輸送でおよそ 2,000t の輸送を行うと見込まれることから、期間中を通じて 200 台以上の車両台数を削減できると考えています。なお、この内容を第 2 章 2-5-2. 工事用車両運行計画に記載しました。
2. 大気質		
1	施設の稼働に伴う大気質への影響を最小限にとどめるため、排ガス中の大気汚染物質濃度の監視や排ガス処理設備の定期点検等の運転管理を適切に実施すること。	排ガス中の大気汚染物質濃度については、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物を常時監視するほか、一酸化炭素濃度や二次燃焼室温度を監視することでダイオキシン類の発生抑制に努めます。また、定期点検（1 回/年実施）を計画的に行うなど適切な維持管理を行い、大気汚染物質の排出を抑制します。
2	施設関連車両及び工事用車両からの大気汚染物質排出量を低減するため、車両の点検・整備の励行や、急加速発進禁止、アイドリングストップなどのエコドライブについて十分指導を徹底すること。	工事用車両及び施設関連車両の運転手に対しては入構時の安全教育を行う際に安全運転に加えてエコドライブの徹底を促します。
3	沿道における二酸化窒素が環境基準を超えている個所があること、及び近隣事業所等に起因する交通量を含む将来交通量については不確実性があるため、施設供用時に交通量調査等を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて収集車等の走行時間帯を調整するなどの適切な対策を講じること。	周辺交通のピーク時間帯は午前 7 時～午前 8 時であり、一方ごみ搬入車のピークは午前 9 時～午前 11 時と考えています。事後調査における交通量調査などを通じて、周辺交通のピークとごみ搬入車のピークが重なると考えられる場合は、堺市と協議し、運行経路を調整・分散するなどの対策を講じます。
4	工事の実施に当たっては、建設機械の点検・整備を励行し、大気汚染物質排出量を低減するように努めること。	工事の実施に当たっては、大気汚染物質排出量を低減するため、建設機械の点検・整備を励行し、それを記録します。
5	事業の実施に当たっては、準備書に記載している環境保全対策を徹底すること。	事業の実施に当たっては、準備書に記載している環境保全対策を確実に実施します。
6	工事における車両のタイヤによる粉じんの飛散を防止するため、退出口での交通整理員によるタイヤの確認を徹底すること。	工事における車両のタイヤによる粉じんの飛散を防止するために、退出口での交通整理員によるタイヤの汚れの確認を徹底します。

表 11-3-1(2) 準備審査書及び当社の見解

準備審査書		当社の見解
3. 水質		
1	雨水排水口No.2 からの排水についても、水質汚濁を防止するための適切な対策を実施すること。	雨水排水口 No2 は、ごみ搬入ルート以外からの雨水を排出しますが、オイルフェンス等の設置による対策を実施します。
2	工事における車両のタイヤ洗浄水の処理方法について評価書に記載すること。	工事車両の退出時におけるタイヤ洗浄水については、湧水と同等の処理を行うこととします。なお、この内容を第2章 2-4-3. 環境保全対策の実施の方針に記載しました。
4. 土壌汚染		
1	掘削土は全量事業計画地内で利用される計画となっているが、事業計画地外へ持ち出す必要がある場合は分析を行い、適切な処置を行うこと。	掘削土は全量を事業計画地内で利用する計画ですが、事業計画地外へ持ち出す必要がある場合は分析を行い、適切な処置を行います。
5. 騒音・振動・低周波音		
1	施設関連車両及び工事用車両については、道路交通騒音対策として取り組むべき指導・啓発方法を検討し、評価書に記載すること。	工事用車両及び施設関連車両の運転手に対しては入構時の安全教育を行う際にマナーの徹底を促します。なお、この内容を第2章 2-4-3. 環境保全対策の実施の方針に記載しました。
2	道路交通騒音は現状及び将来予測において環境基準に適合しないことから、施設関連車両及び工事用車両の適切な車両整備及び走行時間の調整を行うなど、道路交通騒音の影響を可能な限り軽減するよう環境保全対策を徹底すること。	施設関連車両及び工事用車両は、適切な車両整備及び走行時間の調整を行うなど、道路交通騒音の影響を可能な限り軽減するよう環境保全対策を徹底します。
6. 悪臭		
1	臭気濃度（最大濃度）の予測結果はいずれの気象条件においても10 未満であるが、悪臭の影響を可能な限り低減するため、環境保全対策を徹底すること。	事業の実施に当たっては、準備書に記載している環境保全対策を確実に実施します。

表 11-3-1(3) 準備審査書及び当社の見解

準備審査書		当社の見解
7. 自然環境		
1	事業計画地のイネ科の一年生草本はほとんど帰化植物であると考えられるため、矛盾が起きないように評価書において記述を修正すること。	事業計画地のイネ科の一年生草本はほとんど帰化植物であると考えられるため、「イネ科一年生草本種等」から、「一年生」を省略し、「いずれも郷土種を基本とする」を「できるだけ郷土種を優先する」に修正しました。
2	事業計画地内の緑地の整備に当たっては、東側境界部については極力樹木を残して造成を行うとともに、新たに植栽を行う箇所については、樹種の選定等について専門家の意見の確認及び市の関係部署との協議を十分に行うこと。	樹木が多く存在する東側境界は、排水路から 3m のセットバックがあり、極力樹木を残したまま造成を行うよう調整します。また、新たに植栽を行う箇所については、樹種の選定について専門家の意見の確認及び堺市の関係部署との協議を十分に行います。
3	事業計画地はユキヤナギの本来の自生地ではないと考えられることから、評価書において移植に関する記述を修正すること。	事業計画地はユキヤナギの本来の自生地ではないと考えられることから、現地で確認されたユキヤナギについては、移植は行わないこととしました。
8. 人と自然との触れ合いの活動の場		
1	自然との触れ合いの場については、見学者及び従業員が活用できるように配慮して計画するとともに、その整備計画の具体化に当たっては、緑化計画とあわせて、専門家の意見の確認や市の関係部署との協議を十分行うこと。	自然との触れ合いの場については、見学者及び従業員が活用できるように配慮するとともに、その整備計画の具体化に当たっては、緑化計画とあわせて、専門家の意見の確認や市の関係部署との協議を十分に行います。
9. 景観		
1	白煙発生条件に該当する時間数は1年間で約6%であり、白煙が発生する可能性があることから、白煙防止に係るエネルギーを勘案した上で、白煙による景観阻害について環境影響評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。	白煙発生条件に該当する時間は、夜間も含めて1年間で約6%を見込んでいます。また、昼間の時間帯における白煙出現率は年間で0.4%（9～17時）であり、周辺的生活環境への景観の影響は小さいものと評価しました。この内容は第7章 7-7. 景観に記載しました。 さらに、施設煙突からの白煙が周辺の景観に影響を及ぼすと考えられるときは、白煙防止装置を稼働させることで、より一層、環境への影響を低減します。
2	施設は「堺市景観条例」に基づく大規模建築物等に該当することから、条例に基づく助言・指導に十分配慮すること。	施設は「堺市景観条例」に基づく大規模建築物等に該当することから、条例に基づく助言・指導に十分配慮します。

表 11-3-1(4) 準備審査書及び当社の見解

準備審査書		当社の見解
10. 廃棄物・発生土		
1	本施設から発生するスラグについては、JIS によって定められた分析方法により分析を実施し、安全性の確認を確実にすること。	本施設から発生するスラグについては、JIS によって定められた分析方法により分析を実施し、安全性の確認を確実にいたします。
2	掘削時に産業廃棄物に該当するものが排出された場合は、市の関係部署と協議の上、適切に処理すること。	掘削時に産業廃棄物に該当するものが排出された場合は、市の関係部署と協議の上、適切に処理します。
11. 地球環境		
1	羽口の多段化技術、ダスト吹込技術、都市ガス吹込技術により、コークスの使用量の削減が図られていると考えられるが、今後の技術の進展により、さらなる使用量の削減に努めること。	新日鉄エンジニアリング製シャフト炉式ガス化溶融炉では、これまで羽口の多段化技術、ダスト吹込技術、都市ガス吹込技術により、コークスの使用量の削減を図ってきており、本事業でも最新の技術を採用致します。また、今後の技術の進展がある場合は、積極的に採用しコークス使用量の削減に努めます。
2	省資源・省エネルギーに配慮した施設設計及び設備の導入に積極的に取り組んでいくこと。	省資源・省エネルギーに配慮した施設設計及び設備の導入については、実現可能性を十分精査し、その採用に努めます。
3	バイオマス木炭（バイオコークス）等の使用による温室効果ガスの排出量の削減については、積極的に取り組んでいくこと。	バイオマス木炭（バイオコークス）等の使用による温室効果ガスの排出量の削減は技術的には確立されていますが、安定供給や流通ルートに課題があります。今後、これら課題への対応状況を踏まえながら積極的に取り組んで参ります。
4	太陽光発電等の自然エネルギーや未利用エネルギーの導入についても検討するなど、「堺市環境モデル都市行動計画」における削減目標の達成に十分配慮した施設計画について検討すること。	本事業では、ごみの持つエネルギーを高温・高圧ボイラの採用により可能な限り電力として回収することで、本施設規模において十分に高効率と言える発電効率 18.5%の計画としています。また、工場についても自然換気の採用をはじめ、省エネルギー対策に取り組んでおり、工場で消費する電力はほぼ全てごみ発電で賄える計画としています。これらを中心に「堺市環境モデル都市行動計画」に沿った施設計画であると考えています。なお、「堺市環境モデル都市行動計画」における削減目標の達成について十分配慮した施設計画とします。
5	ガスエンジンによる発電等については、温室効果ガスの排出量は増加する可能性があることから、その常用化については、経済性のみではなく、温室効果ガスの排出量についても十分検討すること。なお、ガスエンジンを常用化した場合の温室効果ガス排出量については、評価書に適切に記載すること。	ガスエンジン発電の常用化については、社会情勢及び国内外の経済情勢を踏まえたうえで、温室効果ガスの削減についても十分検討します。なお、ガスエンジンを常用化した場合の温室効果ガス排出量については、第7章7-9.地球環境に記載しました。

表 11-3-1(5) 準備審査書及び当社の見解

準備審査書		当社の見解
12. その他 (安全)		
1	<p>特定事業者（石油コンビナート等災害防止法第2条第6項に定められている第1種事業者及び第2種事業者）としての要件を満たさない場合であっても、特別防災区域内の事業者として積極的に地域ぐるみの防災に取り組むこと。</p>	<p>本事業は、特定事業者（石油コンビナート等災害防止法第2条第6項に定められている第1種事業者及び第2種事業者）には該当しませんが、特別防災区域内の事業者として積極的に地域ぐるみの防災に取り組んで参ります。</p>
2	<p>地域防災上問題がないよう、関係部局と協議した上で、必要な措置を確実に講じること。</p>	<p>地域防災上問題がないよう、関係部局と協議した上で、必要な措置を確実に講じます。</p>
3	<p>地震時の安全が確保できるよう、地質調査結果を踏まえて、適切な工法を選定すること。</p>	<p>地震時の安全性を確保できるよう地盤調査結果を踏まえて、確実に支持力の取れる摩擦併用型の節付き杭を選定します。また、工法は実績の多い、プレボーリング拡大根固め工法とします。</p>
4	<p>危険物（潤滑油、油圧作動油、燃料油等）、高温溶融物（灰分、金属、せともの、ガラス等の不燃物）の安全性に関して、評価書に記載すること。</p>	<p>危険物（潤滑油、油圧作動油、燃料油等）、高温溶融物（灰分、金属、せともの、ガラス等の不燃物）の安全性に関して、評価書に記載しました。</p>
12. その他 (事後調査)		
1	<p>事後調査の方針は以下のとおりとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素等は排出量が多いこと等から、自動計測を実施するとともに、堺市大気汚染発生源監視システムに接続し、一時間値データの送信を実施すること。 ・悪臭については1回の調査だけで規制基準達成状況を判断することは困難と考えられることから、複数年調査を実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素は自動計測を実施し、堺市大気汚染発生源監視システムに接続し、一時間値データの送信を実施します。 ・悪臭については複数年調査を実施します。